

台湾における「本土化」と言語政策 —单一言語主義から郷土言語教育へ—

菅野 敦志[†]

Cultural Indigenization and Language Policy in Taiwan:
—From Monolingualism to Native Language Education—

Atsushi Sugano

This paper analyzes the relationship between cultural indigenization and changes in language policy in modern Taiwan by examining native language education. Since 1987, Taiwan's democratization has brought rapid social changes and new ideas about the value of a monolinguistic language policy. The Kuomintang's monolinguistic policy (which had existed since 1950s) was gradually dismantled in the 1990s as part of moves towards political and cultural indigenization. This transition culminated in the introduction of a new compulsory subject called native language education as part of the new language curriculum started in 2001. Now what is also called "mother tongue education" has become standard for most Taiwanese students.

Native language education in Taiwan is characterized by a conflict-ridden balancing act. It attempts to embrace approaches that are widely used worldwide, while also taking into account Taiwan's specific needs. Similar to other nations, the Taiwanese policy promotes the local language in order to preserve the cultural traditions of every ethnic group. At the same time, it also has elements of specificity in its promotion of de-Sinicization and moves to construct a new national identity. This desire for both indigenization and internationalization has resulted in continuous ideological clashes among policy makers.

After examining both the historical and political factors influencing native language education, this paper will conclude with a consideration of the way forward. It identifies challenges and assesses the future prospects for establishing a framework for a multilingual and multicultural society in Taiwan.

1. はじめに

台湾では2001年秋から郷土言語教育¹という名称で、各「族群」²（中国語で「エスニック・グループ」）に準ずる語。本稿ではこの「族群」を使用する）の母語教育が学校教育システムで正規の科目として導入され、目下、多文化・多言語社会の制度化へ向けた基盤整備が進行中である。しかし、このような母語教育の導入とは、主として1990年代以降の台湾社会における急激な政治的変化によってもたらされた政策であった。1987年の戒厳令解除以降、台湾では中華民族イデオロギーによる一元的な国民統合政策から、族群の多様性を尊重する「多元文化主義」の主張へと移行していったが、なかでも顕著な変

[†] 早稲田大学アジア太平洋研究センター特別研究員

化をみせたものの一つが言語政策であった。

50年間の日本植民地統治を経て、第二次世界大戦の終結とともに中華民国政府の統治下に入った台湾では、かつての「国語」である日本語が禁止され、新たな「国語」(北京官話に基づく標準中国語³)が推進されていったが、国策としての国語推進政策が軌道に乗り、その普及が広く確認されていくようになると、民主化の希求と共に言語政策の再検討を求める声が強まっていった。そのような既存の言語政策が問題とされるようになったのは、政府の施策への反発のみならず、国語による統合という単一言語主義的国語推進政策の影響により族群の母語消失が確認されるようになっていったためであったが、かくして、台湾各地で母語教育の試みは1990年代から開始されるようになり、郷土教育内での実施を経て、2001年秋には郷土言語教育という一科目として、ついに学校教育で正式に義務化されるに至った。

台湾では、中華民族としての国民統合を目指す一元的文化政策が1987年以降の民主化の流れの中で疑問に付され、母語教育に対する社会的関心が急激に高まった結果、約10年の間に母語教育が導入され、その後義務化される劇的な変化が生じた。つまり、1980年代後期以降の台湾の言語政策のイデオロギー上の変化を一言で言い表すならば、それは国語による統合（マルティング・ポット）から各族群の母語の尊重（サラダ・ボウル）への転換である。こうした言語政策・母語教育に対する学術的関心はこれまでも決して少なくないが⁴、正式実施から日が浅く、制度的にも内容的にも整備途中の状態にある台湾の母語教育は絶えず変化を続けていることがその特徴であることから、台湾社会が新たに直面している課題をも視野に入れ、戦後の単一言語主義から郷土言語政策への変容とその政策的特色・課題を論じる必要性は依然として残されている。

何より、台湾における言語政策の独自性は、「中国」重視から「台湾」重視へと、そのアイデンティティの拠り所を「台湾大」の大きさに求める「本土化」（現地化・土着化の意味で使用され、「台灣化」ともいわれる）が大きな影響を及ぼしてきたことであるといえる⁵。そこで、本稿では、特に「本土化」と言語政策の変遷の連動性に着目し、歴史的変遷を通時的に網羅しつつ、主に政治的側面を中心として台湾の言語政策を概観してみたい。単一言語主義から郷土言語教育の実施へと至る過程を検討し、台湾における多言語教育政策の試金石とされる郷土言語教育の意義や課題の検証を行うことを通じて、戦後台湾における多文化主義的実践の部分像を明らかにしてみたい。

2. 戦後台湾の言語政策(1945~1986)

(1) 「国語」の普及と「方言」の抑圧

台湾は1945年に中華民国の一省となったものの、1949年には国共内戦で敗退した中国国民党（国民党）政権が中央政府を移転させたため、両岸が対峙する状況が続いてきた。その間、呼称（台湾：「国語」、中国：「普通話」）や字体⁶は異なるとはいえ、両岸では共に北京官話に依拠したほぼ同様の共通語が推進されてきた。

1945年からの言語政策を概観すると、中華民国への「光復」（復帰）によって「国語」が日本語から標準中国語へと転換された台湾では、政府機関として「台湾省国語推行委員会」⁷が設置され、新たな「国語」の普及が進められた。しかし、外省人による政治的ポストの占有に加え、政府は「復帰」からわ

わずか 1 年後の 1946 年に日本語による新聞・書籍の発行を禁止したため、その急進的な処置は日本語を生活言語としていた台湾人知識人の不満を募らせ、やがては二・二八事件（1947 年）を引き起こす一要因となってしまう。

当初、政府は若年層でほぼ失われつつあった「方言」⁸ の復元をもって日本語を駆除し、方言との比較学習による国語普及方針も提唱していた⁹。しかし、1950 年に入ると学校での方言使用は禁止されたばかりか、その使用が処罰の対象となっていった¹⁰。大陸時代における国語教育が不十分であったとの反省から教学法の改善が行われ¹¹、その結果、台湾における国語教育は多大な成功を収めることとなった。だが、国策として強力に推進された国語政策は、1949 年から戒厳令を敷いて一党支配体制を続けた国民党の権威主義体制下において実施されたため、そのような国語と方言の言語的相克は、本省人と外省人との間に存在する政治的不平等やエスニックな支配関係をだぶらせるものとなっていた。

やがて、日本語の社会的な影響力の低下に伴い、抑圧の対象は次第に方言へ転じていき、方言は国策である国語推進政策を阻害する、との認識から公的領域での方言使用が制限されていった。例えば、1960 年代には、国語を解さない中老年のためにテレビの方言番組が 10 パーセント程度存在していたが、方言番組は国語推進を阻害するとして、1976 年に制定された「广播電視法」（放送テレビ法）では「方言を逐年減少させること」が条文に盛り込まれ、「方言」規制の法的根拠となつた¹²。学校での方言使用に対する罰則規定を始めとして、国民党の言語政策は单一言語主義的傾向にあったといえるが、その後、この一元的言語政策は 1980 年代にピークを迎えることとなる。

(2) 「語文法」草案

中華民国政府は国語の推進をもって「一国家、一民族、一言語」という単一的な言語政策を実践していったが¹³、その最も具体的な事例が、教育部によって 1985 年に完成をみた「語文法」（言語法）草案¹⁴である。この「語文法」草案では、「公衆での使用言語を一律国語」と規定した内容が盛り込まれたために物議をかもしたのであったが、次にこの「語文法」草案についてみてみたい。

「語文法」草案の起源は、1983 年の「教育部国語推行委員会」¹⁵ の会議に遡る。「語文法」草案作成が本格的に開始するのは 3 月 2 日の会議においてであり¹⁶、そもそも当初は「民衆が勝手に常用字以外の文字を作らないようにする」目的に基づいて「語文法」草案作成は開始されたのだったが¹⁷、その 2 年後、台湾の「光復」40 周年記念日である 1985 年 10 月 25 日に完成した草案は、「看板、道路標示、公文書信、出版品等には『標準字形』を使用し、ローマ字拼音（ピンイン：中国語のローマ字表記）や簡体字の使用を禁止する」ことを盛り込んだだけでなく、「全ての公開の演説、会議、公務上の会話には『標準国語』を使用すること」を規定する内容となつた¹⁸。

この内容の草案について、特に後者の「公開の場所における標準国語使用規定」の罰則規定¹⁹に対しては、各界からの反発が相次いだ。たとえば、立法委員（国会議員）の洪昭男が「法律手段によって国語運動を推進することは省籍の隔絶をより深めるだけだ」として教育部長（教育大臣）の李煥に対して法案制定の撤回を求めたように、立法院（国会に相当）においても幾人の委員から反対意見が呈された²⁰。

結局、「語文法」草案の扱いをめぐる最終的な決定は行政院（内閣に相当）での閣議決定に委ねられ、

1985年12月19日に開催された行政院の閣議において、当時の行政院長（首相）である俞国華が「言語や文字は民族の最も基本的な伝統文化であり、同時に習慣の変化、教育の普及や文化的伝播に伴い絶えず進化を遂げるものである」との理由から「語文法」制定の必要性はないとの判断し、立法計画から削除されることとなった²¹。

論議を呼んだこの「語文法」は制定されずに廃案となったが、同草案は单一言語による国民国家建設を目指した国民党政権の言語政策の骨頂であった。戦後の国民党による国語推進政策は非常に成功を収めたとされるものの、その一元的な言語政策はエスニックな不満をも醸成したために、民主化以降はその再検討を余儀なくされていったのである。

3. 「本土化」の進展と母語教育の開始（1987～1995）

（1）言語政策の転換点としての1987年—戒厳令の解除と民主化

「語文法」草案をめぐる争議以後、政府の言語政策に対する反発は頂点に達していく。黄宣範によれば、言語政策をめぐる議論を焦点化させた最初の契機は、1987年3月20日の立法院第一次施政総質疑において、ある立法委員が台湾語（閩南語）で不適切な発言を行ったことに端を発した「立法院40年来最大の衝突事件」であった²²。この事件を契機として、メディアでは言語政策のあり方に対してそれまでにない多様な意見が呈されたのであったが、そのなかの一例として、「言語政策を検討する時期だ」と題した1987年3月23日の『自立晚報』²³の社説を紹介する。

先週金曜日の立法院での施政総質疑において、朱高正委員と王義雄委員が台湾語を用いた発言を行ったことで一部の委員の不満を引き起こし、粗暴な紛争が爆発した。当日出席及び列席した人士は台湾語ができる者が多かったため、台湾語での発言がコミュニケーションを阻害したことは必ずしも適当でなく、また、このような行為でもって政治的抗争の手段とすることは有害無益であり、われわれは全く賛同しない。しかし、言語が政争の象徴的工具と成り得ているのは、そこに深遠な背景要因があるからであり、深く検討するに値するものである。

政府は遷台以来、国語を全力で推進し、方言の使用に対して数多くの抑圧を加えてきた。いわゆる「国語」が唯一公的に認められた言語となり、その他の方言は皆法定言語には属さず、排斥されてきた。高度な排他性を持つ国語政策の下、国民教育では学童の母語を教えないだけでなく、その使用を厳格に禁止してきた。その他にもテレビやラジオでは方言番組の時間を制限し、国語を解さない者に対して番組を享受する権利を剥奪するに至ったのである。（略）このような「一言語独尊」的な言語政策は、過度に方言を抑圧したために民怨を造成しただけでなく、言語問題を政治化させてしまったのであり、政府の方言に対する抑圧を政治的抑圧の一環として、ひいては省籍抑圧の表徴として人々に認識させてしまった。

われわれが考えるに、国語推進政策に疑いをさしはさむ余地はないが、しかし、それは排他的であってはならず、各種の方言を必ず含むべきである。たとえ閩南語や客家語が公用語として制定されていなくとも、その自由な運用を許可すべきである。ラジオ・テレビや国民教育にかかわらず、

方言に対しては制限処置を設けるべきではない。さもなければ、不満を造成するばかりか、言語問題を将来的な政治紛争の重大な課題として残していくことになるだろう²⁴。

戦後の言語問題に対して客観的な分析がなされたこの社説では、政府の单一言語主義的な言語政策に対する批判に止まらず、言語問題が将来的に政治的な抗争の道具となる可能性について懸念が表明されているが、この『自立晚報』の社説で懸念された通り、言語問題はやがて濃密な政治性を帯びつつ進展していくことになる。

この社説の4ヵ月後である1987年7月15日、38年間の長きに及んだ戒厳令が解除されたことで台湾の民主化がようやく始動し、その1ヵ月後の8月20日には、「学校での方言使用に対する罰則規定の取消」も台湾省政府教育庁によって通達された²⁵。しかしその時点において既に、国民党政府による台湾での国語教育の成功は、大陸時代に生じ得なかった事態を招いていた。約40年間の国語普及政策の結果、若い世代では国語が第一言語に転じ、自身の母語が話せない者が多く見られるようになったのである²⁶。なかでも客家語や原住民の母語消失は著しく²⁷、このことは、反体制勢力の対国民党への格好の攻撃材料となり、国民党による過去の言語政策が一元的かつ抑圧的であったとして、母語教育の導入とその是非が大きな政治的焦点として浮上していったのである。

(2) 台湾における「本土化」の進展と母語教育の開始

1990年代を通じて著しく変化を遂げた台湾の言語政策の最も代表的な例が母語教育であったが、ここではその検討に移る前に、まず本稿の重要なキーワードである「本土化」について簡単に説明しておきたい。

台湾は、1987年の戒厳令解除から10年も経たない1996年に国家元首の直接選挙を実現させるなど、短期間で驚異的な民主化を達成したが、その民主化プロセスにおける特殊性は、「本土化」（日本語でいえば現地化・土着化、英語では「indigenization」と訳される）が平行して進展していったことがある。

「本土化」という用語は本来、1970年代初頭から蔣経国によって開始された台湾籍のエリート登用政策としての、政治面での使用に始まったものである²⁸。それが、1987年以降の民主化によって政治的不平等が解消されていったことにより、特に1990年代以降は、従来において中国の一地方文化として一段下の扱いを余儀なくされてきた「台灣的」土着文化の復権といった、文化面での「本土化」を含めて使用されるようになっていった。

そもそも、戦後の国民党政権下において、学校教育では国史である中国大陸の歴史に対し、地方史とされる台湾の歴史はほとんど教えられることがなく、また、国民党が中国大陸から持ち込んだナショナルな中国文化（中原文化）が国家を代表する文化として推進され、台湾の民俗文化に比べて重要視されてきた（例えば、国語や京劇に対し、台湾語や歌仔戲など）²⁹。上からの中国ナショナリズムに基づくそのような文化政策の中でも、言語は筆頭の地位に置かれて推進されたため、1980年代から顕著になっていた反対勢力による下からの台湾ナショナリズムにとって、国語の社会的優位性は国民党政権下の一党支配と文化霸権を象徴するものとして攻撃され、挑戦を受けるようになっていった。台湾語の復権

が台湾籍住民の政治的復権にオーバーラップされ、言語教育の「本土化」の必要性が叫ばれるようになつていったのである。

言語教育の「本土化」の主張は、当初においては反体制的な色彩を帯びた主張であった。そのことは、台湾における母語教育が、野党・民主進歩党（民進党、1986年結党）の地域で先鞭がつけられ、与党・国民党の国語普及政策に対抗する形で進められていったことに明らかであった。戒厳令解除後、台湾では独立の主張が政治的弾圧を恐れることなく公然と行えるようになったが、独立を党是に掲げていた民進党は、教育の「本土化」を通じて台湾土着の言語の復権と母語による教育実施を強く主張していた。やがて、1990年に入ると方言の授業が課外授業、選択授業として許可され、民進党籍で初の台北県長となった尤清が母語教育を推進していたこともあり、ついに台北県で台湾初の母語教育が実施されるのである。

台湾における最初の母語教育は、1990年9月に台北県烏来国民中学・小学で原住民のタイヤル族の学生に対して週2時間の母語教育が開始されたことに遡る。教師はタイヤル語がわかる教師や地元の宣教師が担任し、ローマ字と注音符号の両方による手作りの教材を使用したという³⁰。また、宜蘭県では1990年2月に「本土語言推行委員会」及び「教材編輯委員会」が成立し、学校への補助や教学実験などが実施され、1991年には南部の屏東市でも教学実験が実施された³¹。その原住民の母語教育の開始と時を同じくして、1990年秋には台北市の金華国民小学において初の台湾語（閩南語）教育も課外活動の一環として開始された³²。これらの母語教育の試みはメディアでも大きく報道され、母語教育への関心は急速に高まっていった。

本来、これらの母語教育は1989年の選挙で民進党が躍進したことから、「本土化教育」としてバイリンガル教育や母語教育の実施を選挙で主張していた民進党の要求を、政府が条件付きで受け入れた結果に過ぎなかった³³。当初、母語教育は専ら民進党が掌握する県市において積極的に実施され、国民党の県市では受動的だったのである。だが、やがて母語教育への関心は党派を超え、選挙時には国民党と民進党双方の候補者が母語教育の重視を訴えるようになっていった³⁴。国語の推進を第一とする国民党の基本方針に変わりはなかったものの、1990年代を通じてその姿勢には明らかな変化が見受けられるようになつていった。

蔣経国の死後、台湾人として初の総統となった李登輝の任期中(1988~2000)には、政治的な「本土化」はもとより、文化・教育方面での「本土化」も進展していった。李登輝は、中華民国総統でありながらも「台湾人に生まれた悲哀」を語り、国民党の過去の政策に否定的な見解を述べるなどの衝撃的な発言を行ったが³⁵、台湾人としてのアイデンティティを披露したことでもしろ多くの台湾人の支持を獲得し、その後も「中華民国在台湾」(台湾にある中華民国)、「二國論」(中国と台湾はそれぞれ特殊な国と国の関係)などを述べ、台湾が中華民国という独立主権国家であると主張する一方で、台湾の歴史・文化・言語を重視する文化的「本土化」を進め、台湾アイデンティティの高揚に大きく貢献した。教育面では、従来の中国大陆の歴史を中心とした歴史教育を改め、台湾史を歴史教育に取り込んだ『認識台湾』(『台湾を知る』)教科書の開始(1998年)がその最も象徴的な例といえよう。

李登輝の下での国民党政府は、1990年代を通じて教育面での「本土化」傾向を次第に強めていった。

台湾初の母語教育が見られた3年後の1993年4月3日には、台湾籍として初めて教育部長に就任した郭為藩によって、今後「母語教育を小中学校の正式な教学活動の範疇に入れ、国語推進を妨げないと前提の下、選択方式により閩南語と客家語を学習する」ことが宣布された³⁶。従来の国民党の言語政策では、方言はあくまで私的領域に限られ、公的領域では国語による一元的言語政策が大前提であった。だが、自身の子女も母語ができないことから、母語教育の必要性を感じていた郭為藩によって、そうした従来の路線の転換は決定されたのだった³⁷。台湾「土着」の諸言語を学校教育で扱うとする郭為藩の母語教育導入宣言は、「戦後の言語政策の大転換」と報道されるほどの変化だったのであり³⁸、またそれは、李登輝政権下における国民党が、中国志向から台湾志向へとその重心を移していった1990年代を象徴する変化でもあったのである。

4. 母語教育から郷土言語教育へ(1996~2001)

(1) 「郷土教育」の母語教育から単独科目としての郷土言語教育へ

やがて、母語教育は「郷土教育」の一環として正式に学校教育のなかに組み込まれることとなる。1993年に修正公布され、1996年度の新学期から実施された新しい「国民小学課程標準」では、小学3年次から6年次まで、毎週1時限(40分間)の「郷土教學活動」の履修が規定されることとなった。同様に、1994年に公布され、1997年度の新学期から実施された新しい「国民中学課程標準」では、中学1年次から毎週1時限の「郷土芸術活動」及び3時限の「認識台湾」(歴史、地理、社会の各科目を含む)の履修が規定された³⁹。

1994年に公布された「国民小学郷土教學活動課程標準」によれば、郷土教育の目標として次の4つが挙げられている⁴⁰。

1. 郷土歴史、地理、自然、言語、芸術等の認識を深め、並びに保存、伝達、作新の觀念を養う。
2. 観賞能力を高めることをもって郷土における活動の興味を高め、愛国心を高める。
3. 郷土の問題を主動的に観察、探究、思考し、問題を解決する能力を養う。
4. 各族群文化に対する尊重心を養い、開かれた態度と視野でもって社会的調和を増進させる。

この課程標準の目標の中で、言語は郷土教育の重要な一部分として明記されている。特筆すべきは、このような郷土教育が独立の科目として設置されたことにより、郷土言語が「閩南語、客家語、原住民語」といった台湾の土着言語を指すという用法が出現し⁴¹、母語教育という用語が郷土言語教育という用語に代替されるようになっていったことであるが、この点については、改めて後述する。

このようにして、台湾の母語教育は学校システムの中で正式に導入されたのであったが、しかし、当初の「郷土教學活動」は「郷土歴史」「地理」「自然」「芸術」「言語」の5項目を含むとされているため、40分の授業時間であっても、母語教育自体に割り当てる時間は単純計算すれば毎週8分しかなく、その地位は極めて曖昧であった。しかも、「郷土教學活動」の中で郷土言語を教えることが制度上可能となったとはいえ、従来教師に求められていたのは国語の能力のみであったため、実際に現場の教

師が郷土言語を教える能力を持ち合わせているかどうかには個人差があった。だが、そのような少ない時間数ではあっても、同科目的設置が台湾全土における母語教育の離陸に果たした役割は少なくなかったといえる。

そもそも、中国志向から台湾志向への移行がみられた李登輝時代においても、1990年前半の段階では国民党と民進党の母語教育に対する態度には開きがあった。1994年秋に江文瑜が実施した母語教育に関する調査によれば、台湾の各県市における母語教育の推進方式には三種類（①全県市で推進、②全県市で非推進、③政策が不明確）が確認できたが、①に関しては、全て民進党が政権を握る県市（台北県、宜蘭県、新竹県、台南県、等）であり、一方の②及び③は国民党が政権を握る県市であったという⁴²。だが、1996年度から「郷土教学活動」が開始され、従来母語教育に消極的であった県市においても母語教育の開始が確認されるようになっていったことは無視できない変化であった。

1990年代後半に入ると、母語教育は更に飛躍を遂げる。教育改革の成果として1998年に公布され、2001年度から施行された新しい小中9年一貫カリキュラム「国民中小学九年一貫課程」において、母語教育が大きく前進するのである。その新しい制度では、母語教育が郷土言語教育という単独科目として設置され、小学1年次から必修科目として閩南語、客家語、原住民言語のいずれかの言語を毎週1時限学習することが義務化されたのである（中学では選択科目）。週1時限という郷土言語教育の授業時間は明らかに少ないと見受けられるが、『郷土教学活動』の一部に過ぎなかった以前の地位から、郷土言語教育という独立した一科目として設けられ、学習が義務化されたこと自体に大きな意義があったといえよう。

（2）郷土言語教育の特殊性

台湾では、行政上の名称として母語教育ではなく郷土言語教育の語が使用されている。だが、なぜ母語教育は郷土言語教育という名称で実施される必要があったのだろうか。母語教育と郷土言語教育には、如何なる差異が見受けられるのであろうか。

例えば、台湾の言語学辞典で、「母語教育」の語が「個人が幼少の頃に母親から学んだ言語」と定義されている一方⁴³、教育部による定義では、「郷土言語」の語は以下のように説明されている。

「郷土言語」とは決して「母語」と同一ではなく、台湾地区で比較的広範に使用されている地方言語或いは原住民言語を指すものであり、その学習には、「言語能力」だけではなく、「文化」伝承の意義も含まれるべきである。したがって、実施に際しては、郷土の歴史、地理、芸術等の文化面の推進との連携がなされることによって日常生活での使用を確実にさせ、郷土を熱愛する心情を学生に養わせることをもって、異なる文化、及び族群の融合促進の意義に対する理解とを尊重を深めさせるべきである⁴⁴。

「『郷土言語』と『母語』は決して同じではない」という教育部長による説明と同様⁴⁵、ここではっきりと示されているのは、「郷土言語」は決して「母語」と等しいものではない、ということである。続いて注目したいのが、郷土言語の学習の意義として郷土の文化伝承が挙げられ、その学習の目的として、「郷土を熱愛する心情」の育成を通じて「異なる文化の尊重」と「族群の融合促進」の理解を進めることが

明示されている点である。つまり、母語の学習もさることながら、「郷土を熱愛する心情」の育成、すなわち、郷土（台湾）アイデンティティを高めるという教育目的の存在がここに確認できるのであり、中国重視から台湾重視へと転じていった教育の「本土化」の影響があることが推察される。

上述のように、郷土言語は必ずしも母語と同じではないとされているが、母語教育の名称をめぐっては、当初から様々な議論が交わされてきた。実際、戦後も国民党に追随して台湾に定住した移住者の存在もあり、中華民国体制下において母語教育と称した場合、厳密にいえば外省籍子女の母語の保存問題を議論する必要も生じてくる⁴⁶。だが、「郷土」の語を用いた場合、それが指すのはあくまで金門・馬祖も含む「台湾地区」である。したがって、母語教育の語を使用した際に生じうるこのような「語弊」を回避するために意図的に「郷土言語」の語が選ばれ、使用されているのである。また、母語教育開始当初においては「本土言語」という名称も並存していたものの、林初梅も指摘するように、「本土」の語があくまで台湾を中心とする表現であるため、中心性をあえて曖昧にしようとする政治的意図から、「言語の範囲」を「中華民国の実効支配地域に限定する意味」を有する概念である「郷土」を冠した郷土言語の語が選択・使用されることになったと考えられる⁴⁷。

郷土言語が族群の母語である必然性はなく、そのため、族群の本来の母語とは関係ない言語であっても、異なる文化への理解と族群の融合を目的としてその学習の義務化が可能になる。自身の母語ではない言語の学習を求められるという点について多く指摘されてきたのは、客家語や原住民諸語を母語とする学生が、学校における客家語、ないしは原住民諸語のクラスが少ないと、もしくは提供されないがために、自身の母語ではない閩南語を履修するという例である。また、その反対の例として、閩南語を母語とする学生が「客語（客家語）生活学校」⁴⁸ のモデル校に在籍するために客家語の学習を余儀なくされる例もあるが、このようなケースは前者に比べれば稀有である。この場合にいう郷土言語教育とは、母語教育ではなく多言語教育のことであるといえるが、いずれの例にしても、母語教育としてではなく郷土言語の学習という形であることから、そこに矛盾は生じない。このことは、母語教育ではなく、郷土言語教育の定義だからこそ可能となっている。

また、郷土言語教育は「native language education」と英訳されているが、母語 (mother tongue) が郷土言語 (native language) と言い換えられることにより、閩南語、客家語、原住民諸語の三系統の言語のみを「台湾の土着言語」とする一般の認識が、学校システムという公的領域において正式に確立されたことも「本土化」の結果であるといえる。母語教育ではなく郷土言語教育である場合、閩南語、客家語、原住民諸語のみが郷土言語と見做されるため、それらの母語話者でない学生児童の母語教育問題をひとまず不間に付すことができるだけでなく、その習得を義務付けることで全ての学童の「本土文化」へのアイデンティフィケーションを可能とさせる機会を与える、いわば教育の「本土化」の具体的成果として位置付けられるといっても過言ではないだろう。

多言語教育としての郷土言語の学習は台湾に対するアイデンティフィケーションの強化が意図されていると考えられるが、なかんずく、2000年3月の総統直接選挙において独立志向の民進党の陳水扁が勝利し、初の政権交替が実現したことは、この傾向を更に後押しするものであった。郷土言語教育の必修化は国民党統治期に決定されたが、元来から民進党は母語教育に対してより積極的であったことか

ら、台湾の文化的主体性の確立を主張する民進党政権下において、郷土言語教育の重要性は一層提唱されていった。2008年3月の総統直接選挙の結果、8年間与党の座にあった民進党から再び国民党へと政権交代が果たされ、それに伴って一部では民進党政権期に確定・実施された言語政策が覆されたものの（例えば、地名、道路名の表記といった音訳をめぐるピンイン政策⁴⁹）、郷土言語教育に関しては、党派を問わずナショナルコンセンサスを得た政策であり、現状から後退することはない見られている。

5. 教育行政側の意図とメッセージ—郷土言語教育用教科書から

(1) 教科書にみる教育意義の多元化

単一言語主義から郷土言語教育へと変化を遂げてきた台湾の言語政策であるが、それでは実際の母語教育や郷土言語教育の現場では、政策を実施する側からどのようなメッセージが教師並びに学生に対して伝えられてきたのであろうか。ここでは教育行政側によって編纂され、実際に使用してきた教科書の教学要旨や序文を手がかりとして検討してみたい⁵⁰。

1990年代初めに県政府によって「教材編輯委員会」が設置され、いち早く教材編纂を実施した地方政府が宜蘭県であった。同委員会によって編纂された教科書では「母語」ではなく「本土言語」という語が使用されていたが、その教科書『本土語言篇実験教材』の「教学要旨」には教育目標について次のように記されていた。

本県の本土言語教育の目標は、国語教育を尊重するという前提の下、「本土言語の復建」を主旨とする⁵¹。

この教育目標には、「国語教育を尊重」した上で「本土言語の復建」が教育の目標として掲げられており、また、教育理念の箇所には、「本県学童の本土言語の失語症」は未だ「深刻な状態までには至っておらず」、言語環境を復元さえすれば「本土言語の失語症は直ちに復建できる」と記されていたことからも⁵²、開始したばかりの母語教育としての「本土言語教育」が主として言語環境の回復に重点を置いていたことが読み取れる。

ところが、1990年代中期から学校教育で郷土教育が開始されるようになり、今度は教育部も自ら教科書の編纂を行うようになる。1998年には教育部によって郷土言語用教科書が出版されたが、その全教科書⁵³に掲載された「教育部郷土言語教材彙編委員会」による「郷土言語を学び、多元文化を尊重する」と題された共通の序文には、先祖からの知恵と伝統文化が息づく自己の母語を大切にし、次の世代に伝えていくことの重要性が述べられた上で、続けて次のような文言が記されていた。

台湾は多族群、多元文化の構造を有しており、本土化の特色をそなえた意識の発展も次第に形を成しつつある。それゆえ、各族群の言語を再びわれわれが生活する社会環境の中へと戻していくことが必要とされている。一方において、郷土言語の教育によって同じ族群同士の交流と認識を深め、郷土言語の保存によって自己の文化を伝える。もう一方においては、各族群間の相互の認識、学習、

尊重と受容の強化をもって相互の文化交流と伝承を促進させる。多元文化の発展過程の尊重を通じて、郷土を愛し、国家を愛する本土意識を育ませるのである⁵⁴。

この序文からは、上記の宜蘭県によって編纂された初期の教科書と比べた場合、郷土言語の学習に対して遙かに多様な意味と意義が与えられていることに気付く。まず、台湾が「多族群、多元文化」社会であることと、「本土化」が進展しているという現状認識が明記されているが、更に重要なのは、郷土言語の学習が単に自己が属する族群の母語の保存だけでなく、「各族群間の相互の認識、学習、尊重と受容」を進め、「文化交流と伝承を促進」させる役割を有していることが明言されていることである。郷土言語教育は単純に「本土言語の復建」に止まるものではなく、その学習を通じて台湾社会の多元的文化への理解を深めさせ、「郷土愛」、そして「国家愛」へとつながる「本土意識」を養う目的において学習が指導されるべきことが示されている点において、宜蘭県による教科書が編纂された1990年代初期に比べて、郷土言語を学ぶ目的が豊富になっていたことが分かる。何より、これらが教科書を手にする全ての教師並びに学習者が理解すべきメッセージとして提示されていることを考えれば、数年の間に郷土言語教育の意義をめぐる解釈が大きな飛躍を遂げていたことが一目瞭然であるといえよう。

(2) 教科書にみる「本土化」と「国際化」

続いて、教育部による教科書から4年後の2002年に台北市が出版した教科書を見てみたい。台北市の教科書には、冒頭において市長と市教育局长の二人による序文が掲載されていたが、同序文の執筆者の一人が当時の台北市長、馬英九（国民党）であった。序文では、まず、台北市が多くの外国人や域外人口を受け入れ、各族群を融合した「新台北人」⁵⁵を形成している国際都市であることを挙げ、台北市の郷土言語教育について次のように示していた。

言語とは、思考を表現し、人と人とをつなぐ道具であるだけでなく、歴史と文化を載せた構造体であることから、母語の学習は族群の歴史と文化を伝承・継承させるだけでなく、更には族群間の理解と協調にとってより有益に働くものである。この点に鑑み、当市の言語教育政策は「一つの主軸：国語の推進。二つの機軸：母語の尊重と外国語の重視」を方向性とし、この順序に従って積極的に推進している。国語は13億の華人の共通言語であり、もとより推進されなければならないが、しかし、郷土言語も族群の相互交流や協調にとって有効な利器であり、このことは理解されるべきである。この他にも、外国語能力を高め、世界の各主要な文化との接合を通じて、文化の伝承・継承と国際化・本土化といった多様な需要に配慮しつつ進められることをわれわれは期待する⁵⁶。

母語学習によって文化を継承し、族群の交流と協調に役立てるべきとする内容は前述の教育部の序文とほぼ同様であるが、ここでは、多数の「華人」の共通言語である国語を中心としつつ、同時に郷土言語と外国語を推進するという台北市独自のスローガン「一つの主軸：国語の推進。二つの機軸：母語の尊重と外国語の重視」が提示されている。台北市は、他の県市に先駆けて小学校低学年からの英語教育を実施するなど、英語教育の低年齢化に積極的であったが、郷土言語教育が本土化の推進を担うとされ

る一方で、国際化の推進は外国語（英語）教育によって担われるべきことが示されており、1990年代の教育改革以降、如何に本土化と国際化の双方が重要な機軸として浮上してきたのかが見て取れる。

だが、台北市は国際都市としての側面があることから、国際化に対する意欲及び現実的必要性は台湾の中でも最も高いと考えられる。北部では国民党が、南部では民進党が優勢とされることに代表されるように、台湾内部でも北部と南部では地域的差異があるとされるが、次に、台湾南部の中心である高雄に目を向けてみたい。2003年に高雄県政府が出版した郷土言語の教科書の冒頭には、高雄県の楊秋興県長（民進党）による序文が掲載されていたが、そこでは本土化の過程の中で郷土教育が郷土に対するアイデンティティ涵養のために非常に重要であること、並びに郷土教育の中の母語教育に関して次のように記されていた（〔 〕内は引用者）。

郷土教育の中の母語教育は文化アイデンティティの礎である。言語は生きた文化遺産であり、一つの族群の文化の大部分は母語の中に保存されていることから、母語が消失すれば文化も共に消失するのである。過去の長きにわたって行われた母語に対する制限によって母語は軽視され、母語が排斥されるようになり、各族群の伝統的文化を次第に衰退させるに至ったのである。根を無くした精神は糸の切れた凧と同じであり、帰属感を見つけることができないまま、自分に対するアイデンティティを持つことをより困難にさせるのである。

「本土化」は自身の出自を忘れないために必要な根本であり、本県はもとより本土性を重視してきた。私が県長を引き継いでからは教育の本土化をより積極的に実施しており、特に国民小学の基礎教育の段階は、母語教育の要となる時期であると個人的に考えている。（略）21世紀の到来に際して、われわれの子供たちが郷土を愛し、国を愛し、本土【台湾】に立脚し、世界を胸に抱いた現代的国民となるよう期待する！⁵⁷

この序文からは、台北市の教科書の序文と比べた場合に明らかな差異が確認できよう。台北市の教科書とは異なり、郷土言語教育は専ら「母語教育」として表記され、なおかつ国際化よりも「本土化」の役割が強調されているのが特徴的である。台北市の序文に比べると、「文化アイデンティティ」の涵養と教育の「本土化」を重視する姿勢が全面に打ち出されており、同じ郷土言語教育であっても台北と高雄の両地域の地域的差異が明確に出ているところが興味深い。しかし、国際化の進んだ台北市が台湾の中でも異例と理解するならば、ここで示されている「本土化」と母語教育を通じたアイデンティフィケーションの重視という内向的姿勢は、一般的に他の多くの地域で郷土言語教育に対して共通して求められる機能として理解することもできよう⁵⁸。

ところで、台湾における最初の母語教育は1990年9月に台北県烏来国民中学・小学で実施されたタイヤル語教育であったことは既に述べたが、同校が母語教育の経験を基にしてその数年後に刊行した母語教育用教科書には、烏来国民中小学の校長による序文として次のような指摘がなされていた。

本校ではタイヤルの母語教育の推進以降、タイヤル族籍の全学生のうち、タイヤル族の名前を有

する者の比率が極めて低いことを発見するに至った。調査の結果、大部分の保護者による報告では、タイヤル族の男女の族名は多くが消失してしまっており、参考にできる族名は数えるほどしか残っていなかったが、宋主任自らが中北部のタイヤル部族を訪問された結果、500 近いタイヤル族の男女の族名を収録することができた。収録できたものは完全とはいえないものの、コミュニティや部落において保護者の方々の参考となるに足りるものであることを信じている⁵⁹。

同教科書にはタイヤル族の族名が付記されていたが、ここから分かるのは、原住民にとって母語教育が意味するものとは単なる言語の復権だけでなく、漢民族とは異質な民族の文化とアイデンティティの取り戻しという側面があったことである⁶⁰。「本土化」によって各族群の母語教育が可能となったとはいえる、原住民は母語教育の模索を開始するにあたり、失いつつある言語だけでなく失いつつあった自らの名前からまず再確認を行う必要があったのであり、漢民族への同化を余儀なくされてきた原住民にとって、教育の「本土化」と母語教育・郷土言語教育が有していた意味と意義とは、漢民族に比べた場合、より複雑かつ深遠なものであったことは改めて留意されるべき点であろう⁶¹。

6. 郷土言語教育の内実と将来的課題

(1) 郷土言語教育に対する反応

では、このような郷土言語教育は実際の教育現場や社会からどのように受け止められているのだろうか。

郷土言語教育に対する生徒と保護者の反応に関しては、次のような調査結果が出ている。まず、郷土言語教育に対する支持率であるが、国立教育資料館が 2004 年に台湾各地の小中学校（国民小学 120 カ所、国民中学 105 カ所）の学校教師及び保護者 1,080 人を対象に実施したアンケート調査では、「現在の国民小学の母語教育を支持するか」という問い合わせ、「おおむね賛成」(45.1 パーセント)／「非常に賛成」(27.9 パーセント) と、賛成の合計は 73 パーセントに上っていた⁶²。約 7 割の支持を獲得したことから、郷土言語教育は教師と保護者からかなり肯定的に受け止められていたことが分かる。

しかしながら、郷土言語教育に対する満足度については、次のような結果も出ている。2004 年 6 月 17 日に台北市教育局が報告した調査結果によれば、台北市の小学校に通う児童の保護者 4,139 人を対象とした調査では、40 パーセントの保護者が「学校の国語教育政策に満足」、35 パーセントが「学校の英語教育に満足」との結果が出たが、郷土言語教育に対して「満足」と答えたのは僅か 22 パーセントであったという⁶³。各族群の文化伝承の見地から、郷土言語教育の持つ意義がおおむね高い評価を受けていたものの、実際の実施状況に関していえば、その満足度は国語や英語に比べて低かったのである。

この台北市での調査結果は台湾全土を代表するものではないが、とはいえる、この低い満足度には明らかな原因が存在する。これまで指摘してきたように、郷土言語教育は当初から教師や教材等で問題を抱え、実施されてからというもの、郷土言語教育をめぐる環境は非常に混乱した状況に置かれてきた⁶⁴。特に、表記法やピンインの統一化問題⁶⁵は長年にわたって解決をみることなく、郷土言語教育の混乱の元凶とされてきた。かつての国語推進政策が強制的・抑圧的であったと批判に晒されてきたこともあ

り、郷土言語教育に対してはあくまで非強制的で「自由」な姿勢がとられてきたともいえるが、しかしながら、そうした非強制性を理由に教材やピンインの統一化が果たされずにきたことが、むしろ混乱を一層助長し、深刻化させたことは否めなかった。この点については、教育部長であった杜正勝も在任中の2006年に、「郷土言語教育を推進して10年が経つというのに、10年後も未だこうした状況にあっては、教育方面において成功したとは当然見做されるものではない」と、郷土言語教育において解決されてこなかった不備や問題点を認め、更には「教育部はその責任を負わなければならない」と、失策の責任が教育部自身にあり、早急に解決策をとるべきことを公に明言するほどであった⁶⁶。

また、現在の郷土言語教育が週1時間でしかないことは、母語教育の効果を非常に限定的なものとしているといえよう。しかも、中学校では選択科目であるため、学習者数は小学校に比べて激減する。「郷土言語」をあくまで日常生活の話し言葉として扱い、その学習を会話の範囲に止めておくのか、或いは将来的に国語と同様程度の読み・書きを目指してバイリンガル教育の方向性に向かうのか、といった点については、現時点では明らかに前者の位置付けでしかない⁶⁷。週1時間の時間数では少なすぎることから、郷土言語教育を推進する立場からは時間数増加が主張され続けているが、アジアの他国に比べても台湾の国語教育時間数は既に短い方であることから⁶⁸、母語教育の強化は国語の習得に混乱を与えることなく、国語、英語、郷土言語という言語習得の負担が進学に与える悪影響を懸念する保護者・教師の声も少なくない⁶⁹。こうした保護者側の無理解もあり、母語教育拡大を呼号する「本土派」団体からの度重なる要求を受けながらも⁷⁰、郷土言語教育の時間数増加は容易ではないとみられている。郷土言語教育は進学競争に必ずしも必要とされない科目であるため、一部の学校では郷土言語教育が規定通り実施されていないところもある⁷¹。

その上、母語教育よりも英語教育の方が重要と考える学生・保護者も多く、このことはグローバリゼーション時代における母語教育実施の難しさを浮き彫りにしている。例えば、先に挙げた国立教育資料館による2004年のアンケート調査から、現在の国民小学の母語教育の支持率が73パーセントであったことを述べたが、この調査では「現在の国民小学の英語教育を支持するか」という設問も掲げられており、この問い合わせに対する回答は、「おおむね賛成」(47.9パーセント)／「非常に賛成」(45.6パーセント)を合わせると賛成が93.5パーセントという非常に高い数字が出ており、郷土言語教育よりも英語教育の方が学校教師及び保護者から圧倒的支持を受けていることが明らかとなっている⁷²。

2004年秋に台北市教育局が行った別の調査では、郷土言語教育について、55パーセントの学生が「郷土言語科目が好き」と答えてはいるものの、英語との二者択一を迫られた場合、「郷土言語よりも英語を選択する」と答えたのは67パーセントであったという。しかも、79パーセントの教師が「郷土言語よりも英語が重要」と認識しており、保護者に至っては84パーセントが「できれば英語だけを学習してほしい」との認識を有しているという結果が出ていた⁷³。郷土教育は広範な支持を集めてはいるものの、進学・留学や就職に有利となる英語との比較において、学習の必要性に対する認識は大きく下回っているのである。

実際、台湾では教育改革によって英語も小学校の段階から導入されるようになり、台湾全土では2001年秋から小学5年生より実施され、2005年度からは更に引き下げられて小学3年より実施され

ている。なかでも、台北市における小学校の英語教育は他の地域に先駆けて 1998 年度から開始され、2002 年度からは台北全域で既に小学 1 年生から教えられているが、その過当たりの時限数は国語 (5): 母語 (1): 英語 (2) と、母語よりも英語の比率が高い⁷⁴。民進党政権下で一時期は英語の準公用語化が主張されたように⁷⁵、保護者から絶大な支持を受けていた英語教育は義務教育課程において低年齢化が一層進む傾向にあり、このことも郷土言語教育の時間数増加に対する阻害要因の一つとなっている。母語教育推進を支持する研究者の中には、「現在の母語教育にとって最大の挑戦は英語」(施正鋒)との指摘もあるように⁷⁶、台湾における英語教育の重視は郷土言語教育の拡大推進にとってむしろ脅威と見做されている。

(2) 郷土言語教育の課題

これまで郷土言語教育に対してなされてきた指摘の中で主要なもの一つとして挙げられるのが、「強者をより強者に、弱者をより弱者に」しかねないという危惧である。台湾で実施される郷土言語教育は、人口約 2 パーセントの原住民の諸語、人口約 12 パーセントの客家系漢人の客家語と並んで、人口の約 70 パーセントを占める閩南系漢人が母語とする閩南語が含まれるが、教育部による 2003 年度の「郷土言語教育評価工作」に携わった客家系の張美煜によれば、閩南系漢人が多く住む宜蘭県、基隆市、嘉義県、嘉義市、台南県、台南市、台中市、彰化県、澎湖県などの県市における郷土言語教育では閩南語による授業しか開講されず、選択不可能な「単一言語教育」の様相を呈していたという。また、台湾の中で客家系漢人の人口比率が高い新竹県でも、全県の 84 カ所の国民小学のうち閩南語を開講する学校は 24 カ所に上り(その他に原住民諸語のみ開講が 15 カ所、3 言語共に開講が 1 カ所)、閩南語クラスの開講状況は 85 パーセントを超える客家の人口比率の 4 倍を超える割合であったという⁷⁷。

郷土言語教育でこのような閩南語の優勢状況が生まれた原因として、張美煜は①少数民族の言語の開講に対する行政と学校側の怠慢、②有資格教師の不足、③母語教育の必要性に対する親や教師の理解不足、④「法律規定」の欠如による社会的な保護制度の不備などを挙げているが、閩南語についていえば、都市部では国語の影響力の強さから若い世代の閩南語の消失も確認できるものの、台湾南部を中心とした地方では閩南語が広く使用されており、原住民諸語や客家語に比べれば完全に消失する可能性はほとんど無いことが指摘されている⁷⁸。これらの批判を受けて、教育部ではクラス開講に必要な学生数を引き下げ、受講希望者がいる場合は必ず開講するよう命じているが⁷⁹、圧倒的な人口差と資源を誇る閩南語と他の族群の言語との間で如何にバランスを保っていくかは大きな課題とされている。

そして、人口比率から見ても、客家以上に深刻であると思われるのが原住民の母語問題である。例えば、1998 年に行政院原住民委員会が実施した「台湾原住民生活状況調査」は、約 40 万 7 千人の台湾の原住民を対象にした初めての大規模調査であったが、その調査で明らかとなったのは、約 10 万 1 千戸の原住民の家庭の中で「日常的な言語として国語を使用する」と回答したのが 50 パーセント強を占め、一方で「日常的な言語として母語を使用する」のはそれより少ない 40 パーセントという実態であった(その他は閩南語が 9 パーセント、客家語や日本語が 1 パーセント未満)⁸⁰。母語が消失しかけているのは特に若い世代であるが、その現状はより深刻である。2000 年 12 月には、同じく行政院原住民委員会が原住民の大学新入生を招いて座談会を開催したが、そこでは会場の 60 人の新入生のうち母語を聞い

て理解できるのはわずか2割で、話すことができるのはたったの1割であったという⁸¹。

そのため政府は、原住民に対する国語教育の普及を定めた「台灣省山地鄉國語推行辦法」を2001年に廃止し⁸²、「原住民族教育法」(1998年公布)に基づいて2001年12月に原住民の言語能力認定である「原住民族語言能力認証」試験を初めて実施するに至った⁸³。2005年には母語能力の証明によって入学試験の点数を加算し、原住民学生の進学を有利にする処置が講じられることも決定され、2007年3月にはそのための試験である「原住民学生語言能力考試」が初めて実施されたが⁸⁴、こうした原住民の言語保存の取り組みは始まったばかりといえる。また、テレビの「方言」番組に対する制限は1993年に解除されたが⁸⁵、国語の次に優勢な放送言語となっている閩南語に比べ(表を参照)，圧倒的な資源的格差から客家語及び原住民諸語が不利な状況に置かれていることも台湾の言語政策を考える上で重要なポイントである。だが、そのような状況の改善に向けて、2003年7月1日には客家語専門の客家テレビが放送を開始し⁸⁶、その2年後の同日である2005年7月1日には、台湾初であるのはもちろんのこと、アジア初の原住民向けテレビチャンネルとして原住民テレビが放送を開始したことは大きな変化であった⁸⁷。

表 2004年(1~6月)の地上波5局の言語別放送時間数

言語	台灣テレビ		中国テレビ		中華テレビ		民間全民テレビ		公共テレビ	
	国語	閩南語	国語	閩南語	国語	閩南語	国語	閩南語	国語	閩南語
総時間数	42,729	42,734	107,905	8,417	95,529	0	54,749	82,678	69,083	5,056
%	50	50	93	7	100	0	40	60	93	7

(出所) 彭文正「台灣觀眾語言使用習慣與電視收視行為」行政院文化建設委員會編『族群与文化發展會議手冊』台北，行政院文化建設委員會，2004年，103頁。

ところで、郷土言語教育では閩南語、客家語、原住民諸語のみが「郷土言語」と限定されるため、母語教育とはイコールではないことを触れたが、一方の母語教育を考える際に浮上してきた新たな課題は、近年の台湾社会で急増している、東南アジア・中国大陸出身の新移民を片親に持つ子女の存在である。そうした児童は一般的に「新台灣の子」と呼ばれ、各学校における在籍数も著しい増加をみせている。2007年度の教育部の統計によれば、小字化の影響で学生数が減少傾向にあるもかかわらず、小中学校において外国籍配偶者を親に持つ児童の数は3年前の2004年度の4万6,411人から10万3,600人へと増加しており、その学生数は全小中学生数の3.83パーセントであった(2004年度は1.63パーセント)⁸⁸。しかも、その大部分を占める小学生児童に限ってみれば、2004年度の4万907人(全小学生数の2.17パーセント)から2007年度には9万958人(同5.19パーセント)へと倍以上の増加をみせており、外国籍配偶者を親に持つ学生数は今後も一定の割合を占めていくと見られている。この数字が台湾社会に対してどれほどの意味を持つのかについては、原住民児童の人数と比較した際に歴然となる。2007年度を例に挙げれば、外国籍配偶者を親に持つ小学生数は9万958人であったのに対して、原住民の小学生児童は4万301人に過ぎず、人数では原住民児童を遙かに上回っているのである⁸⁹。

大規模な教育改革を経て、「多元文化教育」を教育理念の中心に据えることとなった台湾の教育界にお

いて、「新台湾の子」の存在は一つの試金石となっているといえる。例えば、南洋台灣姊妹会の張明慧は次のように指摘している。

…母語教育政策の中では、東南アジア籍の母親の言語が軽視され、当地・台湾の父親の言語（北京語、台湾語、客家語、原住民語）の教育が知らず知らずのうちに強化されており、これらの母親の家庭と社会的境遇に対して不利な影響を与えていた。(略)もし、われわれがこれらの新移民はわれわれの言葉と文化を学ぶべきだという態度を終始一貫して抱き続け、彼らの本来の文化を尊重しようとせず、われわれの言語を上手く使うことができないことに子供の言語習得の責任を帰するならば、それは、彼らが持ち込んできた本来の母国言語と文化がむしろ台湾現地の多元的価値を逆に豊富にさせるということを見落としているのである。犠牲となるのは母親だけではない。数多くの新台湾の子、そして更なる台湾の多元的空間の発展さえも犠牲となるのである。⁹⁰

張が指摘しているのは、父権制の台湾社会において、移民の適応教育のみを重視して彼らが持ち込んできた異言語としての母語を排斥するのではなく、むしろ、こうした異文化・異言語が、台湾における新たな国民統合の理念となるべき「多元文化主義」を補完し、充実させる重要な要素であることを認識すべき、ということである。このような「新台湾の子」をめぐる状況を受けて、教育部では「母語」の範囲を広げ、地域によってはそれらの児童の母語教育を実施する学校も一部で現れるようになってきている⁹¹。客家や原住民の母語の使用と継承をめぐる問題は危機的といえる状況にあることを先に述べたが、「新台湾の子」のケースは、台湾において「母親から受け継いだ言葉」と形容されがちである「母語」を如何に認識すべきか、また、社会的マジョリティに属する児童とは異なる文化・言語背景を有する児童の必要性に母語教育は如何に応えるべきなのかといった問題を突きつけているといえよう。

先述したように、実施から10年を経ても「成功」の認識が得られなかった郷土言語教育であったが、しかしながら、改善に向けた解決策も講じられるようになってきている。例えば、政治的な対立から一本化が果たされてこなかった閩南語のピンインについても、2006年10月に教育部によって「台湾閩南語羅馬字拼音方案」が公布され、2007年8月の新学期からピンインは台湾閩南語ローマ字に統一されるべきことが示された⁹²。加えて、2007年5月には閩南語用の漢字を統一するため300の常用字が公布されるなど⁹³、ようやく統一化へ向けた動きが見られるようになってきている。閩南語はピンインや文字、表記法の統一化が果たされてこなかったことが学習に際する混乱を増長させてきたといえるが、統一化へ向けた努力が結実することによって、かつては混乱の象徴と見做された教科書も、やがては統一の象徴に変る日が来るかもしれない⁹⁴。

2006年6月21日には教育部によって「高級中等以下学校及幼稚園推動台湾母語日活動實施要點」が発布され⁹⁵、毎週一日を「母語デー」として母語教育を推進することが定められた⁹⁶。郷土言語教育実施以来の争点でもあった教師の質の確保・向上についても、教育部は2006年12月11日に「提升国民中小郷土語言師資專業素養改進措置」を発布し、現職教師に対する郷土言語教育の研修課程の受講並びに言語能力認定の受験・合格を義務化し、教員の資質管理を徹底化する方針を打ち出した⁹⁷。上述した原

住民諸語に続き、客家語の認定試験も2005年に開始されていたが⁹⁸、言語能力認定の合格が現職教師に対して義務化されることに鑑み、閩南語の言語能力認定制度も整えられようとしており⁹⁹、郷土言語教育をめぐる問題に対しては、徐々にではあるが解決策が図られてきている。「自由」を標榜した放任政策から脱し、郷土言語教育の制度構築の着実な進展によって、質的向上と内容の充実化がもたらされることが期待される。

最後に、一つ注目すべき点を指摘しておきたい。それは、言語教育における名称変更（「正名」：名を正す）問題である。実際、民進党政権期には、後述する「国家語言發展法」の採択後に郷土言語教育の「郷土」が使用されなくなることが教育部によって説明されてきたが¹⁰⁰、「郷土言語」には、当該言語を単なる一地方の言語と見做す蔑視的な意味合いがあるとの批判を理由に¹⁰¹、2011年より実施される予定である「国民中小学九年一贯課程綱要」修正草案の作成段階において、「国語文能力指標」の中の用語が「郷土言語」から「本土言語」へと修正されたのである（その他、「中国文字」は「漢字」に、「国語文」・「中文」は「華語文」に変更¹⁰²）。

前述したように、「本土言語」という表現は台湾を中心とする意識に支えられている。そのため、「郷土言語」の「本土言語」への「正名」は、「本土化」の進展の一つの表れであるだけでなく、更には、脱中国化の一つの表れと言えるかもしれない。民進党政権下の2002年にも、九年一贯課程綱要の中の「郷土文学」の用語が「台灣文学」に修正された経緯があったが¹⁰³、今回修正された綱要も国民党の政権交代後にそのまま公布され¹⁰⁴、既に一部では「郷土」から「本土」への名称変更が進められている¹⁰⁵。かつての国民党政権期には避けられた用法も、政権奪回後において受容されるに至ったことは、本土化の更なる進展を示すものであるといえよう。

将来の科目名としての「国語」の名称も変更が予定されておらず、「国家語言發展法」が未制定の現時点では、これらの修正はあくまで課程綱要上の用語の変更に止まるものであり、民進党政権期に明言されていたような、郷土言語教育の科目の名称変更がいつ実現可能となるのかは定かではない。しかしながら、「郷土」が「本土」や「台灣」に代替されつつある「本土化」の傾向のなか、科目名そのものに対しても修正が加えられ、郷土言語教育の名称が歴史上の名称へと変わるとするならば、それは単なる名称変更を超えて、台湾の言語政策にとって極めて象徴的な意味を持つことになるのではないだろうか。

7. おわりに

本稿では、主に台湾における「本土化」と戒厳令解除以降の言語政策、特に母語教育としての郷土言語教育について概観し、郷土言語教育という名の母語教育の持つ特殊性を始め、一元的言語政策の反省として誕生した郷土言語教育の意義だけでなく、その特殊性や課題について分析を試みた。单一言語主義から郷土言語政策という言語政策の転換は、過去の单一的な中華民族イデオロギーへの収斂から多様なエスニシティの共存という、台湾の新しい国民統合理念である多文化主義を重視する姿勢の表れであったといえる。しかしながら、実施に際しては、学習に割り当てる時間数も少なく、表記問題等の統一化がなされないまま混乱状態が続いてきた。何より、リンガフランカとしての国語、そして将来的な進学・留学を視野に直結する英語教育の狭間にあって、郷土言語教育の範囲と実施は限定的なもの

であり、あくまで族群間の調和と融和、並びに多文化主義の象徴としての役割に止まっていると言わざるを得ないのが現状であろう。

とはいっても、学校で方言を使用すれば罰を受けた過去を考えれば、郷土言語教育の持つ象徴的意味合いとその長期的な意義は決して看過することはできない。この「郷土言語」の学習が多かれ少なかれ若い世代の台湾アイデンティティ強化に貢献することは確かであると思われるが、全島住民に統一言語のみを教えることが「一律平等」とされたかつての国語普及とは異なり、社会的資源の分配問題にも絡んでくる母語教育については慎重な配慮が求められる。社会的マジョリティの母語である閩南語教育に対して、マイノリティの客家語や、文化的な弱者でもある原住民の母語教育を如何に強化し、充実させていくことできるのかについては、張美煜が指摘するように、言語をめぐる法制度の整備が重要な課題となってくることに疑いの余地はない。

冒頭で紹介したように、民主化前の「語文法」草案が批判を受けて廃案となり、言語をめぐる法制化は敏感な問題であるがゆえに容易に進展しなかった。しかし、2000年4月19日に「大衆運輸工具播音語言平等保障法」¹⁰⁶が公布され、公共交通機関のアナウンスに「国語、閩南語、客家語」の使用が義務付けられたことは大きな進展であった¹⁰⁷。民進党政権は同年に誕生しているが、言語政策へ積極的な態度を示していた新政権の教育部は、かつての単一言語主義的な「語文法」草案に代わり、多言語主義的精神を有する新たな草案として2003年2月18日に「語言平等法」(草案)¹⁰⁸を完成させた。だが、草案に記された公用語の規定をめぐって反対意見が呈され¹⁰⁹、その後、同草案は「語言平等法」から「語言基本法」、「国家語言發展法」へと名称が変更され、その役割及び位置付けも從来の教育政策から文化(言語)の保護を目的とする文化政策へと変わった¹¹⁰。「国家語言發展法」草案は2007年5月16日の行政院閣議で採択されたものの¹¹¹、法制化をめぐっては激しいイデオロギー対立もあり、立法院では未だ採択されるに至っていない。

中国大陆では2001年に「中華人民共和国国家通用語言文字法」が施行され、全国共通の言語を普通话、文字を簡体字とすることが定められたが¹¹²、他方、台湾における法制化の遅れについては、台湾に固有の問題が大きく影響を及ぼしているといえる。グローバリゼーションの影響だけでなく、近年の「本土化」、更には脱中国化の波に晒され続けてきた台湾では、問題の構造はそう単純ではないのである。このことは、2002年3月に立法院で言語政策をめぐる答弁が行われた際に、ある立法委員が発した次のような言葉によく表れていた。

今日、ここで国家の言語政策を討議するにあたり、われわれは、本土化に対する考慮以外に、グローバリゼーションの挑戦も見ることができます。グローバリゼーションの挑戦と本土化への考慮を前にして、当然ながらわれわれが望むのは、バランスのとれた一つの中間点と接合点を見つけることです。国家の言語政策は、他の国ではこれほど複雑ではないかもしれません、しかし、台湾地区においてはかなり複雑であるといえます。それは、脱中国化がなされるべきかという問題がそこに含まれているからです(略)。本土化、脱中国化、グローバリゼーションに対する考慮の中で、われわれは果たしてどのような選択を行っていくべきなのでしょうか。¹¹³

台湾は、民主化以降の文化的「本土化」の流れにおいて、単一言語主義から多言語教育政策へと少しづつその機軸を転換してきた。そうした台湾の母語教育には、世界の諸地域に共通して見受けられるような地方の文化・言語の見直しと再評価に伴う「本土化」(もしくはローカリゼーション)と、グローバリゼーションの深化と外国語教育重視に伴う国際化のせめぎ合いが表れているが、「本土化」と国際化に加え、更には「正名」問題に見られるような脱中国化という問題が複雑にからんでくることが、その言語政策の先行きを不透明にさせているのである。

中国との曖昧な関係性の下で、統一でも独立でもない「現状維持」が住民の大多数によって選択され、独自の主体意識を形成してきた台湾における言語政策は、現在もなお変化の只中にある。母語教育推進派から見れば、「族群の母語をもって啓蒙と識字の教育に用いる言語とし、学科の学習だけでなく、教学用の媒介言語」としてこそ言語の「本土化」が進展したと言えるのであり、学校教育以外の言語政策全体でも改善されるべき点が多い現状は、あくまで将来的なバイリンガル教育に向かう過渡期に過ぎない¹¹⁴。だが、「現状維持」の状況下にあっても、統一／独立をめぐるイデオロギー対立から、政権交代によって政策が二転三転するなかでは（脱中国化の事例でいえば、中華郵政や中正紀念堂の「正名」問題¹¹⁵）、郷土言語教育によって言語の「本土化」が一段落したと見るのは、それとも、将来的な「本土言語教育」の展開によって単なる象徴的意義以上の役割が与えられていくと見るのは長期的展望に基づいた検証が必要である。しかしながら、確実に言えるのは、多文化・多言語社会の基盤をなす統一化された制度構築への取り組みは、郷土言語教育によってようやく結実し始めたばかりであり、「多元文化」を台湾社会の表徴とするなかで、今後の郷土言語教育と「台湾大」のアイデンティティの行く末も、「本土化」と国際化、そして、政権交代の可能性がある限り免れ得ない脱中国化の間で揺れ動き続ける、ということであろう。

【付記】本研究は、科学研究費補助金(18720195)の助成を受けたものである。

注

1. 中国語では「郷上語言教學」が正式名称。本稿では便宜上郷土言語教育と表記するが、他の名称については「言語」を原文通り「語言」と表記する。
2. 台湾ではエスニック・グループに順ずる「族群」が定着している。約2,300万の人口を擁する台湾を構成する族群は一般的に次の4つに分類される。(1)「閩南人」(本省人)：福建省一帯から渡台し、閩南語(通称台湾語)、「福佬語」や「河洛(Holo)語」ともいう)を母語とする漢民族(人口の73.3パーセント)、(2)「客家人」(本省人)：広東省、福建省から渡台し、客家語を母語とする漢民族(人口の12パーセント)、(3)「外省人」：1945年以前、国民党政府と一緒に中國大陸から台湾に渡ってきた漢民族を中心とする人々で、本来の母語は大陸各地の方言であるが、外省人同士の通婚が進んでいるため、若い世代では「国語」が母語とされる(人口の13パーセント弱)、(4)「原住民」(台湾では1994年から正式名称として「原住民」が使用)：漢民族の台湾入植以前から台湾に定住していたマレー・ボリネシア系の人々で、現在14部族が認定されており、言語も部族によって非常に多様(人口の1.7パーセント)。これらの数字は言語学者黄宣範による1989年の統計であるが、族群別の正式な統計が存在しないため、現在に至るまでこの統計が最も多く引用されている。黄宣範『語言、社会与族群意識—台湾語言社会学的研究』台北、文鶴出版、1993年。
3. 閩南人と客家人は、通常「本省人」と呼ばれる。「本省人」とは、1945年以前から台湾に定住した漢民族を指し、日本植民地統治と戦後の国籍転換を経験した人々の総称である。これに対し、「外省人」とは、1945年以後に国民党と共に大陸から渡來した人々を指す。また、本稿でいう「台湾人」とは、日本統治時代を経験した「閩南人」、「客家人」、「原住民」を含めた総称とする。
3. 長年の単一言語主義政策への反発から、北京官話に基づく標準中国語だけを「国語」と称すべきではなく、台

湾全土の言語を「国家言語」とし、「国語」を「華語」と改めるべきという主張もある。だが、この点に関しては未だ法制化に至っていないことから、本稿では「国語」を前者の意味で用いる。

4. 中国語の研究では、黄宣範や陳美如の研究が多くの研究者に参照されているほか、近年では修士論文や博士論文で母語教育や言語政策を扱ったものが数多く出てきている（黄宣範、前掲書。陳美如『台湾語言政策之回顧与展望』高雄、高雄復文図書出版社、1998年）。
- 日本語では、郷土教育・郷土言語教育を扱った林初梅の研究によって進展がみられた。郷土言語教育に関するより詳細な議論については次を参照されたい。林初梅「台湾における郷土教育思潮とアイデンティティ形成—郷土観・歴史観・言語観の模索」（一橋大学大学院言語社会研究科博士論文、2007年）。他に、刊行された論文としては、林初梅「1990年代台湾の郷土教育の成立とその展開—台湾人アイデンティティの再構築過程の一断面」（『東洋文化研究』第5号、2003年、91-120頁）、同「現代台湾語文字規範化運動の諸相—書記言語形成の諸相」（『一橋論叢』第134卷第3号、2005年9月、155-175頁）等がある。
5. 台湾における「本土化」と教育並びにナショナル・アイデンティティの関係を論じたものとして、山崎直也「台湾における教育改革と『教育本土化』(Indigenization of education)—『国家認同』(national identity)と公教育をめぐる政治」（『国際教育』第8号、2002年、22-43頁）がある。
6. 台湾では伝統的な字体である「繁体字」が、また、中国大陆では簡略化された字体である「簡体字」（1956年1月「漢字簡化方案」公布）がそれぞれ使用されている。戦後の台湾においても簡体字採用をめぐる論争があったが、それについては次を参照されたい。拙稿「台湾における『簡体字論争』—国民党の『未完の文字改革』とその行方」『日本台湾学会報』第6号、2004年5月、66-92頁。
7. 同委員会は、1946年4月に設置され、1959年7月に廃止された。方師鐸『五十年來中國國語運動史』台北、国語日報社、1964年、143頁。
8. ここでの「方言」とは台湾地区の漢語「方言」である「閩南語」と「客家語」の両方を指す。現在では、両言語を地方言語扱いせずに平等視すべきとする観点から、「方言」と一般的に称されることはほぼなくなったが、本稿では歴史的な観点から検討を行うため、当時使用された用語をそのまま用いることとする。
9. 戦後初期の国語一方言関係については次を参照されたい。拙稿「『台湾語を媒介とした国語教育』再考—戦後初期台湾における言語政策の一断面」『日本台湾学会報』第8号、2006年5月、67-87頁。拙稿「台湾に消えたもう一つの国語運動—朱兆祥と『語文乙刊』」『現代中国』第82号、2008年9月、171-187頁。
10. 学校では早くから方言を話すことで罰金を科せられたり、札をかけられたりする悪習が広がっていたが、学校での方言使用に対する罰則規定は、1966年に省政府が定めた「各県市政府各級学校加強推行国語計画」の中で初めて明文化されることとなった。陳美如、前掲書、63頁。
11. 例えば、注音符号（1918年に公布された中国語の発音記号。国語教育にはこの注音符号が使用される）の全面的な活用や、方言を介さない国語のみによる「直接教学法」の徹底といった教学法の改善を行った。
12. 詳しくは次を参照されたい。拙稿「中華文化復興運動と『方言』問題(1966～1976)－マスメディアの『方言番組制限』に至る過程を中心として」『日本台湾学会報』第5号、2003年、1-20頁。
13. 憲法では国語に関する明確な規定は存在しないものの、「国語推行辦法」（1973年1月公布）などの行政命令によって国語の推進が法的に規定されていた。だが、多言語社会化した台湾の実態にはそぐわないとして同辦法は2003年2月12日に廃止された。『教育部公報』第339期、2003年3月31日、16頁。
14. この「語文法」草案作成は、「国語推行法」と「文字法」という二つの方案の制定要請を起源とする。前者の「国語推行法」とは、1972年の第1回（届）国民大会第5次会議において、495人の国民代表が政府に対して制定を求め、後者の「文字法」は、翌年の1984年立法院第1回（届）第73会期第6次会議において張堅華委員などが同様に政府に制定を要求したものである。『教育部公報』第132期、1985年12月3日、20頁。
15. 「教育部国語推行委員会」は、1928年に成立した「教育部国語統一籌備委員会」が1935年に改組されてできた組織であり、前身は1919年に教育部に設置された「国語統一籌備会」である（何容・齊鐵恨・王炬編『台湾之国語運動』台北、台湾省政府教育厅、1948年、5-6頁）。同委員会は40年近く休止状態にあったものの、1981年2月26日に活動を再開させた（『聯合報』1981年2月27日、第2版）。
16. 同会議で7人の委員（周作民、李殿魁、張希文、呉延環、王靜芝、王炉、陳金馨）から成る起草グループが発足した。
17. 『中央日報』1983年3月3日、第4版。
18. 『自立晚報』1985年10月31日、第2版。
19. 草案では、規定に違反した者に対しては、一度目は警告、二度目以降は3千元以上1万元以下の罰金刑に処し、連続して違反した者にはその都度罰金を科すことが盛り込まれた。
20. 1985年11月2日の立法院教育委員会会議における発言。『自立晚報』1985年11月2日、第3版。
21. 『中央日報』1985年12月20日、第1版。
22. 黄宣範、前掲書、70-71頁、110頁。

23. 『自立晚報』は、「無党無派、独立経営」を掲げ、戒厳令期に大きな社会的影響力を有していた新聞である。
24. 社論「是検討語言政策的時候了」『自立晚報』1987年3月23日、第1版。
25. 黄宣範、前掲書、56-57頁。
26. この原因としては、政府が国語を強力に推し進めたという一方で、本来家庭で話されるはずの母語が、学歴社会での競争において有利となるよう、戦後の若い世代では夫婦共に本省籍であっても家庭では子供に対して国語を使う傾向が多くなったことなども指摘されている。
27. 黄宣範、前掲書、423-444頁。
28. 国連からの脱退(1971年)や、諸外国との相次ぐ断交により、中華民国政府はその政治的正統性を台湾内部に求めざるを得なくなり、蔣経国は從来外省人が占有してきた政府の高級ポストに本省人のエリートを抜擢し、「本土化」を推進していった。この蔣経国の「本土化」政策については、若林正丈や林泉忠の研究に詳しい。若林正丈『台湾一分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年。林泉忠『『辺境東アジア』のアイデンティティ・ポリティクス—沖縄・香港・台湾』明石書店、2005年(第4章「『省籍矛盾』と蔣経国の『本土化』政策」)。
29. 抽稿「中華文化復興運動による戦後台湾の国民党文化政策」『中国研究月報』第59卷第5号、2005年5月、20-21頁。
30. その後、台北県では1992年からはアミ語、閩南語、客家語の母語教育も開始された。鄧運林「從教育發展趨勢看台北県教育改革經驗」尤清主編『台北県教育改革經驗』高雄、復文図書出版社、1995年、29頁。
31. 張春発『郷土語言教学の規格与実施』黄政傑・李隆盛主編『郷土教育』台北、漢文書店、1995年、93-98頁。
32. 当時、金華国民小学に在籍する学生の半分以上が閩南語を解さず、そのほとんどが台湾籍であったという。しかし、この台湾初の「台湾語教育」では、授業を受けた学生全員が必ずしも閩南語を母語とするとは限らなかったため、「母語教育」としては報道されなかった。『聯合報』1990年12月6日、第15版。
33. 松永正義『台湾語運動覚書』『一橋論叢』第124卷第3号、2000年、14頁。
34. 1993年の各県市長選挙の際に実施されたある調査では、インタビューを受けた48名の候補者(民進党19名、国民党18名、無所属11名)のうち、当選後に母語教育を実施したいと答えたのが約76パーセントにも上っていた。『聯合報』1993年11月17日、第4版。
35. 1994年、『週間朝日』に掲載された司馬遼太郎との対談で、李登輝は「国民党にしても外来政権」、「台湾人を治めにやってきただけの党だった」、「台湾人の国民党にしなければいけない」、「台湾のことを教えずに大陸のことばかり覚えさせるなんて、ばけた教育」といった「台湾人に生まれた悲哀」を赤裸々に語った。国民党党首であり中華民国總統でもある国家元首による日本語での国民党批判は大きな波紋を呼んだ(『週刊朝日』6-13号、1994年5月、42-49頁)。この対談は、「対談 場所の悲哀」と題して司馬遼太郎の『街道をゆく 40—台湾紀行』(朝日新聞社、1994年、485-502頁)に再録されている。
36. 『教育部公報』第221期、1993年5月31日、42頁。
37. 郭為藩は、自身の子女も母語ができず、祖父母とのコミュニケーションが困難であったことから、母語教育の必要性を痛切に感じていたと述べている。李明珠等主訪編撰『文化建構—文化行政管理前輩経験談』台北、国立歴史博物館、2005年、74頁。
38. 『中国時報』1993年4月7日、第7版。
39. 張建成『台灣地区的郷土教育』張建成主編『多元文化教育—我們の課題与別人の経験』台北、師大書苑、2000年、75頁。
40. 林瑞栄『国民小学郷土教育の理論与実践』台北、師大書苑、1998年、47頁。
41. 林初梅「深討台湾社会中『郷土語言』之定位及可能性—以台北市郷土言語教育推動過程為例」『国民教育』第44卷第6期、2004年、35頁。
42. 江文瑜『台北県母語教學之態度調查』施正峰編『語言政治与政策』台北、前衛出版社、1996年、372-374頁。
43. 陳新雄等編著『語言学辞典(増訂版)』台北、三民書局、2005年、178頁。
44. 「教育小辞典 郷土語言」『教育部電子報』第75期、2004年10月22日(<http://epaper.edu.tw/old/075/dic.htm>)、2008年7月1日確認。
45. 2006年4月3日の立法院第6回(届)第3会期教育文化委員会会議における杜正勝による説明。『立法院公報』第95卷第17期、2006年4月21日、45頁。
46. この点に関しては、張建成が指摘するように、「母語教育」の呼称を使用した場合、閩南語や客家語を母語としない社会的なマイノリティである外省人子女の母語、すなわち、上海語、四川語、山東語、広東語といった言語の「等しく平等な保存」を考える必要性も出てくる。張建成、前掲論文、79-80頁。
47. 林初梅は、「本土」という語は「台湾本土」を連想させるが、それが「中国本土」と対抗する意味合いが出てきてしまうことから、代わりに「郷土」の表現が採用されたのではないか、と指摘している。林初梅、前掲論文「台湾における郷土教育思潮とアイデンティティ形成—郷土観・歴史観・言語観の模索」、112頁。
48. 行政院客家委員会は、「客語生活学校」に選定した学校に補助金を与えて客家語の開講を補助することを2003

- 年に決定し、その対象となる学校数は2004年度に124ヶ所、2005年度には295ヶ所であった（莊錦華「從客語認証談客語在台灣之永續發展」、鄭錦金・何大安・蕭素英・江敏華・張永利編『語言政策的多元文化思考』台北、中央研究院語言学研究所、2007年、144頁）。例えば、「客語生活学校」の一つである台北市の光復国民小学では、2004年度秋に開講された郷土言語教育のうち、客家語が99クラスに対して閩南語は15クラスであった（『聯合報』2004年1月3日、第B8版）。
49. 共産党政権が開発した漢語拼音（ピンイン）が国際標準となったことに伴い、「国際化」と「文化的主体性」の双方を確保するための手段として、台湾では漢語拼音と85パーセントの互換性を持つ独自の通用拼音が開発され、2002年に中国語の地名表記に使用する音訳システムとして採択、通用拼音を統一基準とする「中文訳音使用原則」が民進党政権期の行政院によって公布された（但し、台北市は馬英九市長の判断により漢語拼音を採択）。だが、完全な国際化は漢語拼音によらなければならないとする国民党が2008年に政権を奪回したため、ピンイン政策は大転換し、「中文訳音使用原則」の統一基準を通用拼音から漢語拼音に変更することが2008年9月16日の行政院の会議において決定された。『聯合報』2008年9月17日、第A11版。
 50. 郷土言語教育用の教科書は民間の出版社や中央・地方政府によって数多く編纂されてきたが、ここでは中央・地方政府といった行政当局側がどのように母語教育或いは郷土言語教育を捉え、如何なる方針や考え方を有しているのかに焦点を当てるため民間の教科書は検討の対象とはしない。
 51. 宜蘭県教材編輯委員会「教学要旨」黄春明主編『本土語言篇実験教材 教学手冊（第1冊）』宜蘭、宜蘭県政府、1992年。「教学要旨」の部分には頁番号の明記なし。
 52. 教育理念の(1)には、「本県学童の本土言語の失語症現象はまだ深刻な状態までには至っておらず、本土言語の活動空間が本来の言語環境を回復しさえすれば、本土言語の失語症は直ちに復建できる。そのため、現段階での教育は、本土言語の環境を創出し、生き生きとした学習の機会を与えることを主軸とする」とある。同上。
 53. 編纂・出版されたのは、「河洛語」、「客家語」、原住民（サイシャット、アミ、クヴァラン、パイワン、ブヌン、セデック、ベナン、ヤミ、タイヤル、ツォウ）の諸言語。
 54. 教育部郷土言語教材彙編委員会「学習郷土言語・尊重多元文化」教育部編『国民小学郷土言語教材 河洛語学習手冊第一冊（三年級）』台北、教育部、1998年、1頁。
 55. 馬英九は1998年の台北市長選挙において「新台湾人」（族群が融合して生まれた新たな台湾人）というキーワードを打ち出して勝利を収めたことから、この「新台北人」という概念も「新台湾人」のそれと同様のものと考えられる。
 56. 馬英九「市長序」台北市政府教育局編『台北市郷土言語教材常用生活百句－閩南語』台北、台北市政府、2002年。序文には頁番号の明記なし。
 57. 楊秋興「県長序」陳瑞忠総策画『高雄県国民小学郷土言語教材 客家語（1）学習手冊』高雄、高雄県政府、2003年。序文には頁番号の明記なし。
 58. 桃園県の教科書に掲載された県長の朱立倫（国民党）による序文の書き出しでは、「21世紀は『国際化』と『本土化』の世紀であり、現代社会の情報科学技術の発達は全世界をまるで一つの地球村のように変えようとしており、全ての国家は人民の教育を重視し、外国語と本土言語の学習に力を入れている」としてあたかも「国際化」と「本土化」が同様に重視されているように見えるものの、郷土言語の学習が民族文化の伝承とその土地に根ざす以外に、「国際的潮流の衝撃に抵抗し」、「他の国家文化の植民地にならないようにする」ために行われることが記されており、国際化の衝撃から「本土」を守るという、どちらかといえば受動的な姿勢が示されていた。朱立倫「県長序」林麗黛主編『桃園県国民小学閩南語読本（1）』桃園、桃園県政府教育局、2002年。序文には頁番号の明記なし。
 59. 傅朝華「校長序」宋神財『泰雅母語教学教材（首冊）』烏来、台北県立烏来国民中小学、1994年、4頁。
 60. 戦後、台湾住民は1946年5月に公布された「台湾省人民回復原有姓名辦法」に基づいて日本式姓名から中国式姓名への「回復」が求められたが、原住民に至っては本来の固有の姓名ではなく、中国式姓名への変更を余儀なくされた。同辦法は1953年9月11日に廃止されたものの、その後の変更については、姓以下の名前が3文字以上もしくは日本文字によって命名されたもの、並びに日本文字を使用していない2文字以下の名前であっても一般的な命名と合致しないものは変更が求められた。こうして、原住民は公式な場において、中国式姓名以外の名前を名乗ることが許されなかったのである。拙稿「1950年代台湾における文化的脱植民地化と『日本』」『現代中国』第81号、2007年9月、184頁。
 61. 「原住民」の呼称は1994年に行われた「修憲」（憲法への条文追加）によって正式名称となり、また、各自の個人名においても従来の中国式の姓名ではなく、原住民の伝統姓名を回復できるようになったものの、伝統名称への尊重・認識不足や手続きの不便さなどから個人名の「正名」はそれほど進んでいないという。若林正丈「現代台湾のもう一つの脱植民地化－原住民族運動と多文化主義」『台湾原住民研究』第11号、2007年3月、24、48頁。
 62. 国立教育資料館編『2004年国民教育政策与問題調査報告』台北、国立教育資料館、2005年、33-34頁。

63. だが、台北市での調査で満足度が低い結果が出たことについては、進学競争が最も激しく、外省籍人口が最も多い台北市独自の要因による影響も考えられる。『中国時報』2004年6月18日、第A2版。
64. そうした混乱の元凶は主として人材と教科書にあった。人材については、教員自身に「郷土言語」運用能力が不足していることから、人材不足を補うため、教授法に関する専門的知識も持たない者が「母語教学支援人員」として雇用されてきたことや、教科書については、表記法・ピンイン・文字等が統一化されてこなかったことなどがある。こうした状況について、現役の小学校教師の周美香は、郷土言語教育開始後の環境を一言で形容するならば「乱」の一文字でしかない、と説明している（周美香「国小本土語言（文）教学的現況与建議」、鄭錦金・何大安・蕭素英・江敏華・張永利編、前掲書、291-310頁）。郷土言語教育の制度的問題点等の詳細に関しては、林初梅の研究を参照されたい。林初梅、前掲論文「台湾における郷土教育思潮とアイデンティティ形成—郷土観・歴史観・言語観の模索」。
65. 閩南語の表記方法に関しては、そもそも二割は本来漢字で表記できない音があり、統一化されてこなかったが、近年、国語推行委員会において漢字ローマ字混合文が推進される傾向にある。ピンインについては、「台語注音符号」、「教会ローマ字」、「台湾語言音標方案(TLPA)」、「通用拼音」があり、教科書も出版社によって表記方法が異なり、長らく統一化のための方策がとられず、また、学習の負担軽減のため、ピンインの学習も小学3年次からとされている。他言語では、原住民諸語の場合には「台灣南島語言的語言符号系統」が、客家語の場合には教会ローマ字や通用拼音が使用されてきたが、2003年2月に「台湾客語通用拼音方案」が公布されたことで通用拼音による教科書が増加した。松永正義「台湾語の表記問題」『一橋論叢』第130卷第3号、2003年、123-134頁。
66. 2006年4月3日の立法院第6回（届）第3会期教育文化委員会会議における杜正勝の発言。『立法院公報』第95卷第17期、2006年4月21日、59頁。
67. 「話す・聴く」が重視され、「読み・書き」が軽視されていることから、教科としての母語教育は象徴的地位の向上に止まっている、学者の多くは現行の母語教育では母語の復興に不十分との認識を示しているという。楊允言・張学謙・呂美親主編『台語文運動一訪談及史料彙編』台北、国史館、2008年、551頁。
68. アジアの主要各国の「国語」教育時限数は、中国大陸が5-7時限、シンガポールが8-12時限、日本が5-8時限、韓国が6-7時限であるのに対して、台湾は4-5時限でしかない。吳清山總編輯『中華民国教育年報（民国95年）』台北、国立教育資料館、2007年、100頁。
69. 『中国時報』2004年1月6日、第C2版。また、台北市政府教育局科員の謝紫菱も、現在の郷土言語教育の問題点の一つとして保護者からの協力が得られ難い点を挙げ、保護者が家庭内で郷土言語を使用するよう教育行政側が促しているのが現状であるとしている。謝紫菱「台湾国民小学階段郷土言語教育的意義、困境与未来」『国教新知』第54卷第1期、2007年3月、6頁。
70. 2004年11月29日の『自由時報』では、台湾母語教師協会の会員らが「国民中学における必修科目への変更」、「幼稚園での母語教育実施」などを教育部に対して陳情を行ったことが（『自由時報』2004年11月29日、第12頁）、また、2007年7月19日の同紙では、台湾社や台湾南社等の「本土派」団体が民進党の游錫堃主席と共に教育言語の「台湾母語化」を実施するよう声明を発表したこと等が報道されている（『自由時報』2007年7月19日、a3）。
71. 2006年4月3日の立法院第6回（届）第3会期教育文化委員会会議においても、進学を重視する学校では郷土言語教育を正式な授業時間内にではなく、課外活動の時間や朝の始業前の短い時間に実施していることを立法委員の彭添富が証言していた（『立法院公報』第95卷第17期、2006年4月21日、63頁）。ちなみに、2008年6月23日に筆者が聞き取りを行った台北の某国立大学で教鞭を執る男性教員の息子（小学5年生）は、進学を重視する台北県永和市の某私立小学校に在籍しているが、低学年の頃は規定通り郷土言語教育が実施されていたものの、現在では同授業時間は他の科目に当てられていると述べていた。
72. 国立教育資料館編、前掲書、33-34頁。
73. この調査は2004年9月に台北市の148ヶ所の国民小学の約3千人の児童、保護者、教師に対して実施され、有効回答数は2,725人。『中国時報』2004年11月16日、第C2版。『自由時報』2004年11月16日、第12頁。
74. 陳綠萍・蔡婷婷・楊玲珠主編『台北市88至95教育施政成果專輯 精耕語文厚植學歷—語文教育』台北、台北市教育局、2006年、12、40頁。
75. 2002年3月30日、陳水扁総統は英語を二番目の「官方語言」（公用語）とすることを考慮すべきだと発言した（『中国時報』2002年3月31日、第2版）。また、行政院長の游錫堃も、国家の国際競争力を高めるため、将来的に英語を準公用語化する意向があることを述べていた（『聯合報』2002年5月1日、第6版）。
76. 施正鋒『台湾族群政治与政策』台北、新新台湾文教基金会、2006年、252頁。
77. 張美煜「郷土言語教學推動後、弱勢言語（客語原住民語）的新危機」『人文及社会学科教学通訊』第15卷第1期、2004年6月、63-72頁。

78. 原住民諸言語の研究で知られる言語学者の李壬癸も、「台湾の閩南語は使用人口が多く消失の危機にはないが、客家語と原住民語は危機に面している」と述べていた。『中国時報』2002年2月22日、第13版。
79. 2006年5月22日に教育部によって発布された「国民中小学開設郷土語言選修課程応注意事項」では、「各校は各郷土語言課程を履修する学生数をみて、開講のための人数制限を適度に引き下げるべき」であり、受講希望者が少ない場合でも、異なるクラスや学年の児童を統合した柔軟なクラス編制を行うことで「郷土言語を学習する学生の権益を保障する」よう明記されている。『行政院公報』第12卷第95期、2006年5月22日、15965-15966頁。
80. 『聯合報』1998年8月21日、第6版。行政院原住民委員会（1996年成立）は2002年に行政院原住民族委員会に改称された。
81. 『自立晚報』2001年3月20日、第6版。
82. 「国語推行辦法」と同年の1973年6月に公布され、原住民に対する国語普及の方針と活動内容が具体的に規定された「台灣省各県山地郷國語推行辦法」（1984年10月に「台灣省山地郷國語推行辦法」として修正公布）も、「国語推行辦法」廃止の2年前である2001年1月17日に廃止された。『台灣省政府公報』90年第2期、2001年2月1日、6頁。
83. 「原住民族語言能力認証辦法」（2001年11月公布）第5条によれば、認証の方法には書類審査、推薦、筆記試験・口述試験などの方法が含まれる。初回の試験は2001年12月29日に実施され、受験者は約2千人。『行政院公報』第7卷第45期、2001年11月14日、40-41頁。『中国時報』2001年12月30日、第13版。
84. 初回の試験は2007年3月10日に実施され、受験者は8,521人。『中国時報』2007年3月11日、第C4版。『中国時報』2007年4月12日、第C7版。
85. 「広播電視法」の方言削減条項（第20条）は1993年7月14日に削除された。拙稿、前掲論文「中華文化復興運動と『方言』問題（1966～1976）—マスメディアの『方言番組制限』に至る過程を中心として」、13頁。
86. 行政院客家委員会は、民間への委託経営形式によって客家テレビを開設し、客家語によるニュース、母語教育、伝統戯劇、現代ドラマ、科学、音楽、バラエティ等の番組を製作・放送している。莊錦華、前掲論文、147頁。
87. 客家テレビは全て客家語で放送されるのに対し、一方の原住民テレビでは、原住民の諸言語が多様であるため当初は番組のほとんどが国語で放送されていたが、現在では部族の言語でもニュースが流されるようになっている。
88. 教育部統計処編『外籍配偶子女就讀國中小人數分布概況統計（96学年）』台北、教育部、2008年、4頁。
89. 中学生では、原住民の学生数は2007年度において2万6,854人、「新台灣の子」は原住民中学生数の約半分に迫る1万2,642人に増加しており、その後中学生数でも「新台灣の子」に抜かれることは確実となっている。原住民の学生数については次を参照した。教育部編『中華民国教育統計 民国97年版』台北、教育部、2008年、163頁。
90. 張明慧「新台灣之子の語言發展」、鄭錦金・何大安・蕭素英・江敏華・張永利編、前掲書、241頁。
91. 『聯合報』の報道によれば、外国籍配偶者の多い高雄市旗津区では、2007年度の1万7,879人の小学1年の児童のうち724人が外国籍配偶者の子女であったが、1,768人中「新台灣の子」が308人（17パーセント）と特に割合の高い同区の三ヵ所の国民小学（旗津、大汕、中洲）において、課外時間にインドネシア語、ベトナム語、タイ語等を母語教育として教えるようになったという。『聯合報』2007年3月6日、第C7版。
92. 郷土言語教育にどのピンインを用いるかをめぐっては大論争が生じ、統一化が容易ではなかった。大陸の漢語拼音への対抗から、台湾では漢語拼音を改良した通用拼音が開発されたが、客家語については「台湾客語通用拼音方案」（2003年）の公布で通用拼音により編纂された教科書が増加した（なお、2008年10月に「台湾客家語拼音方案」が公布され、通用拼音は排除される模様）。一方、閩南語に関しては各派の対立によって統一化が果たされず、数種類の異なるピンインによる教科書が乱立したまま混乱の原因となっていたが、教育部国語推行委員会で教会ローマ字とTLPAを統合させた「台湾閩南語羅馬字拼音方案」が2006年10月に公布されたことで、客家語同様に通用拼音が排除されることとなった。台湾閩南語ローマ字採択の経緯については次に詳しい。楊允言・張學謙・呂美親主編、前掲書。
93. 『聯合報』2007年5月31日、第C3版。
94. 郷土言語教育用の教科書は、ピンインや文字、表記法等が未統一であったこともあり、これまで検定制度の対象とされてこなかった。だが、「国民小学及国民中学教科図書審定辦法」の修正により、2011年度からは郷土言語用の教科書も検定の対象に含まれることとなり、状況の改善が見込まれている。『聯合報』2008年11月25日、第C3版。
95. 『行政院公報』第12卷第119期、2006年6月26日、19015頁。
96. 『自由時報』の報道によれば、この「母語デー」は小中学校において全面的に実施され、高校では165校において実施されている。なお、2007年7月の時点で100パーセント実施されている県市は次の通り。幼稚園（新竹県、南投県、雲林県、台南県、台東県、台南市）、国民小学（新竹県、彰化県、南投県、嘉義県、高雄県、

花蓮県、新竹市、嘉義市、台南市）、国民中学（新竹県、南投県、高雄県、台東県、花蓮県、嘉義市）『自由時報』2007年7月19日、第a3版。

97. その一例として、現職の教師は全員が2011年までに認定試験に合格しなければならず、不合格の場合は郷土言語教育を担当してはならないことなどが規定された。『行政院公報』第12卷第237期、2006年12月11日、33562-33563頁。
98. 第一回「客語能力認証」は2005年11月5日と6日に実施され、5,720名の受験者のうち、98.18パーセントに及ぶ5,616名が合格した。莊錦華、前掲論文、150-52頁。
99. 最も需要の多い閩南語の認定試験はこれまで制度化されてこなかったが、その閩南語についても2009年度から試験を実施する運びとなった。『聯合報』2007年10月5日、第C3版。
100. 2007年3月29日の立法院第6回（届）第5会期教育文化委員会第7次全体委員会会議においても、教育部次長の周燦德が「国家言語発展法が採択された後は、郷土言語という名称はなくなり、全ての言語は皆国家言語となる」とことを述べている。『立法院公報』第96卷第28期、2007年4月16日、521頁。
101. 名称変更の理由として、教育部国民教育司の潘文忠は、これまで多くの現場の教師から「郷土」の二文字に蔑視の意味があると指摘を受け続けていたことを挙げている。『聯合報』2008年2月14日、第A6版。
102. 但し、これは課程綱要上の用語の変更に過ぎない。『聯合報』2008年2月14日、第A6版。
103. 『聯合報』2002年12月25日、第6版。
104. 修正を経た「国民中小学九年一贯課程綱要」は2008年5月23日に公布されたが、「台湾閩南語」だけは学習の負担が大きいとの反対意見を受けて、再度検討を行った後に改めて草案が提出されることとなった。『聯合報』2008年8月28日、第C3版。
105. なお、「郷土」の「本土」への変更によって、前述した「提升国民中小郷土語言師資專業素養改進措置」は「提升国民中小本土語言師資專業素養改進措置」に（2008年6月23日修正）、「国民中小学開設郷土語言選修課程応注意事項」は「国民中小学開設本土語言選修課程応注意事項」（同月24日修正）に修正されている。『行政院公報』第14卷第118期、2008年6月23日、19139頁。『行政院公報』第14卷第119期、2008年6月24日、19229頁。
106. 「大衆運輸工具播音語言平等保障法」の第6条には、「公共交通機関は、国語の他に、閩南語、客家語によるアナウンスを行わなければならない。その他の原住民言語のアナウンスについては、当地の原住民族の族群背景と地方の特性に鑑み、管轄機関がこれを加えるものとする。但し、馬祖地区では閩北（福州）語を加えなければならない」として、使用放送言語が規定された。規定に違反した事業者に対しては、一度目は改善勧告がなされ、改善がなされない場合には3万元以上30万元以下の罰金刑に処し、二度以上違反した事業者は営業路線の制限や営業許可取り消し、ないしは業務停止命令が下されることが記されている。『總統府公報』第6334号、2000年4月19日、18-19頁。
107. なお、同法律の制定の背景として、国語と閩南語の二大言語の脅威に晒された客家語という族群間のバランスに対する危機感があったことも特記しておきたい。例えば、同法案を提出した立法委员の一人である陳其邁は、同法案の必要性について述べた際、国語や閩南語に比べて「客家語の放送が少ない」ことを理由に挙げていた。『立法院公報』第88卷第39期、1999年7月7日、233頁。
108. この「語言平等法」草案は、行政院原住民族委員会による「原住民族語言發展法」、行政院客家委員会による「語言公平法」、中央研究院語言学研究所籌備処による「語言文字基本法」草案を統合したものを作成し、教育部で再度起草し、教育部國語推行委員会での討議を経て作成したものである。行政院文化建設委員会『2004年文化白皮書』台北、行政院文化建設委員会、2004年、110頁。
109. 「語言平等法」草案では、台湾で使用される11の原住民諸言語、客家語、Ho-lo語（台湾語）、華語の計14言語全てを公用語とし、一律平等の地位を法的に与えることが記されていたが、公用語がその14言語だけに限定されてしまうことは中華民国憲法第5条の「国内の各民族は一律平等」の文言に違反するばかりか、エスニックな対立を激化させるとして野党側から批判を招くことになった。『聯合報』2003年9月22日、第A1版。
110. 行政院は言語関連の法制化業務を教育部から行政院文化建設委員会に移すことを決め、「語言平等法」草案は2003年3月31日に同委員会へと移管された。ここに、言語政策はもはや単なる教育政策としてではなく、各族群の言語保存と発展を目的とする文化政策の重要な一部として新たに定義されることになった。行政院文化建設委員会、前掲書、110頁。
111. 蘇貞昌内閣が最後の閣議において採択した「国家語言發展法」草案では、台湾の各民族が使用する言語を全て「国家言語」と称し、その使用に際して差別や制限を受けないことが規定された。『中国時報』2007年5月17日、A12版。
112. 1997年の起草から3年10ヶ月の期間を経て、「中華人民共和国国家通用語言文字法」は2000年10月31日の第9回（届）全国人民代表大会常務委員会第18次会議にて採択され、2001年1月1日から施行された。魏

台湾における「本土化」と言語政策—单一言語主義から郷土言語教育へ—

丹「語言文字立法過程中提出的一些問題的思考」陸俊明・蘇培成主編『語文現代化和漢語拼音方案』北京、語文出版社、2004年、60-65頁。

113. 2002年3月25日の立法院第5回（届）第1会期教育文化委員会第7次会議における立法委員の龐建国による発言。『立法院公報』第91巻第32期（下）、2002年5月18日、257頁。
114. 楊允言・張學謙・呂美親主編、前掲書、554ページ。なお、言語学者の鄭良偉は、近年における学校での母語教育や言語能力認証試験以外にも、言語方面において政府がなすべき改善はまだ数多く残されているとし、例えば、機関内の文書や街中の標識の多言語化等が実施されるべきだと指摘している。鄭良偉「台灣語言政策－回顧與前瞻」、鄭錦金・何大安・蕭素英・江敏華・張永利編、前掲書、215頁。
115. 台湾の「正名」運動のなかで、民進党政権下で変更された名称が国民党政権の回復によって再び元に戻されたのが中華郵政と中正紀念堂である。民進党政権下の2007年2月12日、中華郵政は「台湾郵政」へと名称が変更されたが、国民党の政権奪回に伴い、2008年8月1日に再び以前の中華郵政の名称に戻された（『聯合報』2007年2月13日、第A3版。『聯合報』2008年8月2日、第A13版）。また、蒋介石を記念して1980年に建てられた中正紀念堂（中正は蒋介石の本名）については、民進党政権下の2007年5月19日に「台湾民主紀念館」へと改称されたものの、国民党への政権交代に伴い、2008年8月21日に行政院によって元の中正紀念堂への名称へ戻されることとなった（『聯合報』2008年5月20日、第A2版、『聯合報』2008年8月22日、第A8版）。